

上杉定昌自害に関する一考察 —越後守護上杉氏権力における二頭体制の視点から—

松 村 響

概 要

越後守護上杉氏当主房定の長男定昌は、父から家督を譲り受け上野国白井城を拠点として守護上杉氏の関東出陣の中心的役割を担う存在であったが、長享二年（一四八八）三月二十四日に突如として自害した。自害の要因は明らかになっておらず、先行研究においては定昌の異母弟である房能擁立を画策した守護代長尾能景による陰謀や、敵方である扇谷上杉氏の謀殺など様々な説が出されているが、いずれも確証に欠けており検討の余地が残されている。

本国越後にいる房定と上野国白井にいる定昌は、大名の権力構造の枠組みに照らすと前当主と現当主による二頭体制の状況にあたる。この視点に加え、守護上杉氏に属す被官・国人の動向について注目すると、定昌自害の直前に定昌に属す勢力に対し房定が政治介入を加えていることが分かる。定昌は、越後に所在する被官・国人に対し大きな政治的影響力を有しており、房定にとって自身の築いた政治体制に不具合を生じさせる危険性があった。このような理解を前提に、自害事件の根幹には、房定・定昌父子の政治的対立があったことを指摘した。

キーワード：上杉定昌、上杉房定、白井城、二頭体制

A Study on Uesugi Sadamasa's Suicide

—From the perspective of the Shugo power structure of the Uesugi clan,
the guardians of Echigo—

Hibiki Mstsumura

ABSTRACT

Sadamasa, the eldest son of Fusasada, head of the Uesugi clan, the guardian of Echigo, inherited the family headship from his father and played a central role in the guardian Uesugi clan's campaigns in Kanto, based at Shiroy Castle in Kozuke Province. However, he suddenly committed suicide on March 24, 1488 (the 2nd year of the Chokyo era). The reason for his suicide is not clear, and previous research has suggested various theories, including a conspiracy by Nagao Yoshikage, the deputy military governor, who was plotting to support Sadamasa's half-brother, Fusayoshi, or the assassination of the enemy, the Ogigayatsu Uesugi clan, but none of these theories have been conclusively proven, and there is still room for further investigation.

In terms of the power structure of a daimyo, Fusasada in his home province of Echigo and Sadamasa in Shiroy, Kozuke Province, constituted a two-headed system consisting of the previous and current heads of the family. In addition to this perspective, if we look at the movements of the vassals and local lords belonging to the guardian Uesugi clan, we can see that Fusasada intervened politically in the forces belonging to Sadamasa just before Sadamasa committed suicide. Sadamasa had great political influence over the vassals and local lords in Echigo, and for Fusasada, there was a risk that this would cause problems in the political system he had built. Based on this understanding, I pointed out that the root cause of the suicide was the political conflict between father and son Fusasada and Sadamasa.

Keywords: Sadamasa Uesugi, Fusasada Uesugi, Shiroy Castle, two-headed system

はじめに

長享二年（一四八八）、上野国にて上杉定昌が自害した。定昌は、越後守護上杉氏当主房定の長男であり、白井城を拠点として守護上杉氏の関東出陣の中心的役割を担う存在であった。将来的には、房定の権力の全てを継承する予定の守護上杉氏嫡男であり、その死去は守護上杉氏にとって計り知れない政治的・軍事的資産の損失であったことが考えられる。

定昌自害の要因は明らかにしておらず、これまでの研究においては様々な推測がなされている。守護上杉氏内部で守護代の長尾能景らを中心とした、房定の三男房能を嫡男にするという陰謀があったためとする見解や、^①敵方である扇谷上杉氏による謀殺、^②旧白井城主で扇谷上杉方であった長尾景春およびその一派による襲撃とする理解など、^③議論は錯綜している。

いずれの見解においても、敵対する扇谷上杉氏による影響力や、定昌に代わる守護上杉氏後継者を擁立しようとする動きが強調されている傾向にあると思われる。しかし、長尾能景が定昌と対立している様子や、扇谷上杉氏もしくは長尾景春らが白井城に対し直接的な干渉に及んだことを示す史料にめぐまれない。自害の一件そのものが越後国や関東の政治史に関する研究史の中でそれほど重要視されていない状況にあるといえる。

定昌について、関東情勢との結びつきおよび家臣についての検討を加えた森田真一氏は、房定の重臣にあたる飯沼氏の庶流

が定昌の近臣となっており、定昌権力は本国越後の支配体制を模倣したものとなっていることを指摘する。その上で、定昌の近臣であった飯沼輔泰が、定昌自害の前段階で白井城を離れていたことを明らかにしている。^④このことは、定昌が自害する前に守護上杉氏内部で何かしらの権力の流動があったことを示唆しており、当該期における守護上杉氏権力・房定の政治動向の視点から定昌の自害について再検討する余地が生じてくるのではないだろうか。

本稿では、上杉定昌の動向を再整理した上で、父房定との関係性や家臣団の状況を分析する。当該期における守護上杉氏は、越後府内の房定と上野国白井の定昌による権力分掌がみられる状況であり、大名権力に関する研究史に照らすとこの状況は前当主と現当主による二頭体制（「二屋形」制）にあたる。^⑤守護上杉氏における二頭体制消滅の過程をたどることで、今後における戦国期越後国の政治状況説明に繋げる一助としたい。なお、定昌は初名が定方であるが、特に断わらない限り定昌で統一する。

一 守護上杉氏の関東在陣と定昌

康正元年（一四五五）より房定は、宗家である山内上杉氏の支援のために関東に出陣し、室町幕府將軍の足利義政の指示に従って関東公方足利成氏に属す北関東の諸勢力と交戦を続けて

いた。その後、文明三年（一四七二）春頃までに房定は越後へ帰国し、関東に戻ることもなく在国状態が続くことになる。

定昌が史料上に姿を現すのが房定帰国後であり、同五年（一四七三）五月二十日に越後国人の黒川氏実が記した書状には「御陣五郎さまへ申上候処、」とある。⁶「五郎」は定昌の仮名であり、房定は帰国の際に定昌と一部被官・国人の軍勢はそのまま関東に残っていたようである。⁷定昌は、父に代わって越後守護上杉氏の軍勢を統率する役を担い、関東における上杉氏一族の軍事拠点である武蔵国五十子に在陣し、文明九年（一四七七）以降に上野国に移って白井城に在城したと考えられている。⁸

定昌は、五十子在陣以後に越後に帰国した徴証が見当たらない。死去した場所も白井城であり、恒常的に関東での軍事活動を管轄する存在であった可能性が高い。そのことは、発給文書から明確となる。【表】「上杉定昌発給文書一覧」は、定昌の全発給文書六点を掲出したものである（以後、表から史料を引用する際は、【表】No.○）のように表記する）。発給文書の初見が文明五年（一五七三）四月二十二日で、終見は死去の約四ヶ月前にあたる長享元年（一四八七）十二月二十七日であるが、いずれも房定とは別行動であることや、関東の軍事に関する内容の言及から、全て越後国外からの発給と推定される。

発給文書における花押は、微細な経年変化がみられる。【図】「上杉定昌の花押」に従って確認してみると、最も古い花押1は初名定方を名乗っていた頃に使用していたものになる。花押

2が一年後に使用したものであるが、『新潟県史』では花押1と同一の形状とみなされている。⁹しかし、アの部分に角が出てきており、太い墨跡から誤筆とは思われず、形状の変化とみなしてよいであろう。変化の要因に何かしらの政治的事象を求めた場合、時期的にみて、定昌への改名が形状変化の契機であろうか。

改名後の定昌の「昌」の字は、扇谷上杉氏当主朝昌の偏諱の可能性が指摘されている。片桐昭彦氏は、房定は定昌を朝昌の養子として扇谷上杉氏家督を継がせることを企図していたが、同氏の家宰太田道真・道灌父子が指示する定正が当主に選ばれたため失敗に終わったとする見解を述べている。¹⁰扇谷上杉氏における家督争いに、房定がどこまで関与したかは不明だが、その後も定昌が関東に留め置かれている状況は、守護上杉氏が関東への政治介入を継続するという意志表示であろう。

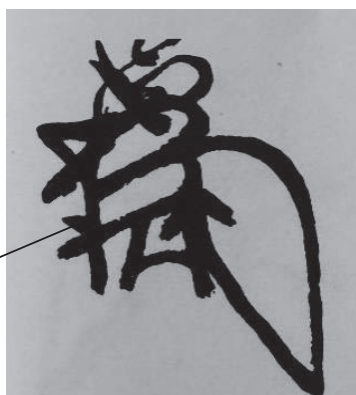
その六年後にあたる文明十二年（一四八〇）以降に使用されている花押3は、アにみえていた角が消え、ウ・エのように円形の余白が狭くなり、それまで直線状であったオの部分が大きく折れ曲がっている。この花押3以降は形状の変化がみられなくなる。¹¹唯一、【表】No.5のみ花押の形状が確認できないが、前年と同年の花押に変化はみられないため、この一点異なる花押を使用していたとは考え難いので、花押3と同一の形状であった可能性が高い。花押2からの形状変化についても詳細は不明であるが、何かしらの政治的事象が関係しているとする

【表】上杉定昌発給文書一覧

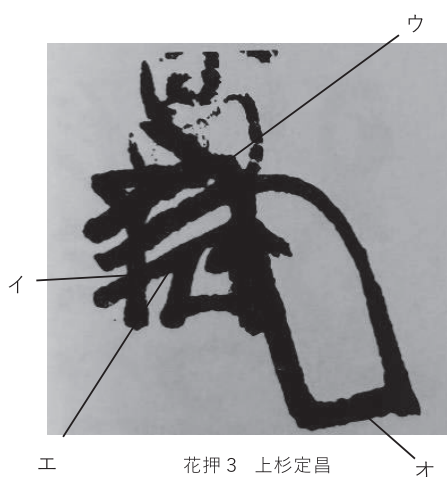
No.	年月日	差出	花押	宛所	内容	備考	書止文言	形式	出典
6	(長享元年) 12月27日	定昌	3	赤堀上野介殿	戦功の表彰		恐々謹言	感状	『越佐』三十三二頁
5	(長享元年) 閏11月11日	定昌		赤堀上野介殿	関東の軍事情勢の伝達		恐々謹言	書状	『越佐』三十三二頁
4	(文明12年) 7月8日	定昌	3	黒川宮福丸殿	黒川氏代始の祝儀に対する返礼		恐々謹言	書状	『上越』三六一号
3	(文明12年) 7月8日	定昌	3	黒川宮福丸殿	黒川氏代始の祝儀に対する返礼		恐々謹言	書状	『上越』三六〇号
2	文明6年4月28日	定昌	2	発智六郎左衛門入道殿	黒川氏代替わりの承認	府内が下した裁定の追認	謹言	書状写	『上越』三四九号
1	文明5年4月22日	定方	1	黒川下野守殿	文書紛失・所領安堵申請への対応	府内の裁定に従うように指示	恐々謹言	書状	『上越』三四五号



花押 1 上杉定方



花押 2 上杉定昌



花押 3 上杉定昌

【図】上杉定昌の花押

(『新潟県史』資料編4 中世二文書編Ⅱ 付録より)

なら、文明九年以降の白井在城に伴って関東における新たな守護上杉氏の軍事体制を確立させたことが要因であろうか。

一連の過程から、定昌は扇谷上杉氏との接点を形成しつつ、長期間の関東滞在によってその政治的立場を固めつつあった。しかしながら、発給文書の数と内容から分かるように、本国越後国における定昌の政治的権限は高く評価できないように思われる。以降は、定昌の父房定との関係・二頭体制の実態についてみていきたい。

二 守護上杉氏における二頭体制の権力比重

文明四年（一四七二）、越後国人の黒川氏実が自身の所領の支配権を示した証文を紛失したため、その証文を入手して黒川氏の所領に対する権利を主張していた者が出てきた場合、その者の処断を願ひ出る旨を越後府内の房定に訴えた。そのことを承認した房定は、同年九月十七日に氏実に証文を与えている⁽¹²⁾。

しかし、府内からの保証のみでは不安に感じたためか、氏実は関東在陣中の定昌からも保証を得ようとして、房定と同様の証文作成を依頼している。

【史料1】上杉定方書状（表）No.1

就「御文書紛失之事并御親類中知行之地事」、自「府中」被_レ進候判形之案共令「披見」候、是簡要候間、双而不_レ及_レ進_レ判候、如何様如「府中成敗」心得申候、恐々謹言、

文明五
四月廿二日

黒河下野守^(氏実)

定方^(上杉)
（花押）

定昌は、府内から出された氏実宛の文書群に一通り目を通し、内容については異存がないとした。しかし、定昌は何事も府内から出される裁定にそのまま従うようにしているため、房定と同様の証文作成については拒否している。

ここで重要となるのは、定昌が自身の政治的権限を示す文書発給をしない判断を下していることである。山田邦明氏は、当該期の定昌は自身のことについて、関東を担当する代官に過ぎないという認識を有していたとする⁽¹³⁾。この時点で定昌は二十歳であり、家督を譲られるか、そうでなくとも幾ばくか当主権限が分掌されていても不思議はない。発給文書に関しては、父子で連名もしくは父と同様の内容を記した文書を作成することで、嫡男が当主の政務を補佐すること状況がよくみられるが、この場合「如何様如「府中成敗」心得申候、」とあるように、定昌は越後国政に対し意見を述べられる立場になかったことを示している。

同様に、次の史料も定昌が証文発給をしない旨を示したものとなる。

【史料2】上杉定昌書状写（表）No.2

息万歳丸ニ与奪之証文并 御判披見候、尤府中之任御下知
之旨、相心得候、謹言、

四月廿八日^(文明六年)

定昌^(上杉)
（花押）

発智六郎左衛門入道殿^(景義)

発智六郎左衛門入道が嫡男万歳丸に家督を譲渡する旨を記した証文と、そのことを承認した房定の判物が定昌の下に届けられたようである。それを受けた定昌は、府内からの裁定の内容を理解したとする旨を六郎左衛門入道に伝えている。ここでも定昌は追認の証文発給はせず、越後国に対する政治介入の動きを見せていない。

宛先の発智氏は、越後国魚沼郡藪神に土着した一族で、右の史料に示されるように文明年間に守護上杉氏に従った活動を行っている存在である。六郎左衛門入道は、後に定昌に従って自害した発智景儀と同一人物であるため（詳しくは後述）、房定が定昌の後見役として送り込んだ人物とする見解がある⁽¹⁴⁾。元々守護上杉氏の根本被官でない以上、確かに房定と近しかった人物とは考え難く、定昌の直臣的存在であった可能性は高い。書止文言が「謹言」と薄礼になっていることから、国人と同様の認識ではなく、定昌と比較的距離が親しい人物ということになる。

このように、文明年間初期における定昌は、越後国人や自身の近臣の進退について保証することが可能な権限を有していない。当該期の越後国において、訴訟や家督相続の承認といった事案は、房定やその重臣達による「評定衆」⁽¹⁵⁾によって裁定が下されており、在国した房定が越後国の支配体制基盤を整えたことで、定昌に権限を分掌させる必要性が乏しかったのではないだろうか。

長享元年十月までに、房定は官途民部大輔を定昌に譲り渡し、自身は出家していることから、片桐氏は同時期までに守護上杉氏家督が定昌に移ったことを指摘する⁽¹⁶⁾。同時期には定昌・山内上杉氏当主顕定（房定の次男で定昌の弟）と扇谷上杉氏当主定正による戦争（長享の乱）が発生しており、戦いの過程で定昌は戦功があった山内上杉家臣の赤堀上野介に感状を発給するなど、軍事活動において主導的立場を有している（表 No. 6）。しかし、その後においても戦乱が継続しているため、定昌が越後へ帰国することはなかった。越後国内に向けた行政に関する発給文書を出すことはなく、翌年に定昌は突如として自害するに至る。

ここまでの動向を整理してみると、定昌は家督継承の前後にかかわらず、一貫して本国の支配体制には関与しておらず、父房定とその家臣に並んで国政に参与するといった徴証がみられない。守護上杉氏の二頭体制は、関東における軍事指揮権を除けば後の権限は全て房定が掌握している状態であったと考えられる。

だが、守護上杉氏被官・国人は定昌の存在を等閑視しておらず、黒川氏・発智氏らのように、房定と同様の申請を定昌に伝えてその意向を窺う者達がいた。黒川氏実は、嫡男頼実への代替わりの際、定昌に太刀・馬・鳥目が献上されている他（表 No. 3・4）、神余昌綱・赤田斎藤昌信・色部昌長・竹俣昌綱・某昌朝などの守護上杉氏重臣や奉行人にみられる「昌」の字は

定昌の偏諱と推測でき、当時若年であったこの面々らは元服に際し定昌が烏帽子親になったと考えられている⁽¹⁷⁾。つまり、定昌と強い紐帯を有した国人・被官は多く、それらの視点からみた定昌は、房定とは異なる権利・立場保証の源泉的存在として、その政治的影響力を重く見られていたといえる。

三 家臣団統制の動きからみる定昌の自害

ここまでの状況を踏まえた上で、長享二年における定昌の自害について検討する。

【史料3】『蔭涼軒目録』長享二年四月六日条⁽¹⁸⁾

長享二年四月六日、上杉民部大輔殿、三月廿四日自害訃音、今日到来云々、侍従者数輩自害云々、

【史料4】『実隆公記』長享二年四月九日条⁽¹⁹⁾

長享二年四月九日癸晴、宗祈法師来、去五日会始事等賀^(卯)之、今度可^レ下^(定昌)向北国^(房定)問事等談^(北)之、次上杉相模入道子息民部大輔、生年卅六才、於^(定昌)関東去月廿四日頓死云々、若切腹歟云々、言語道断由語^(北)之、無雙之仁慈博愛武士也云々、不便々々、此次種々有^(定昌)雜談事等、且者宗祈尤彼遠国下向之間再会難期、若万歳ニ□□者聴書等必可^レ与^(北)奪于予^(房定)之由等念比対談、催^(定昌)感涙^(北)者也、莫^(房定)言々々、入夜頭痛甚吐却、

定昌が自害したのは同年の三月二十四日のことであり、関東（白

井城）にて従者数名と共に死去したようである。公家の三条西実隆はこのことについて、「言語道断」であるとしており、情け深い心を有した「無雙之仁慈博愛武士」であったとして連歌師の僧侶宗祇と共にその死を悼んでいる。守護上杉氏家臣のみならず、公家や連歌師といった面々と多彩な人脈があり、厚い人望を有していたことが窺える。

定昌の自害に関する史料には、先行研究に示されるような扇谷上杉氏による暗殺もしくは白井城への襲撃や、長尾能景による謀殺の様子などは見られない。代わりに把握できるのは、自害に伴う定昌家臣の動きについてである。

【史料5】発智景儀書状⁽²⁰⁾

「長享二年つちのへ 三月廿七日刻^(巻表) 西

来候」

白井之殿様御事、中々不^(上杉定昌)及^(上杉定昌)申候、今月廿六日に石白へまいり、やかておいつき、御とも可^(飯沼)申候、い、ぬまとのへ此由を可^(飯沼)申候、連々申候といちようお御たしまみ申べく候、何事もうはにたつねへく候、ふかやの事をは、かなはぬまでも、ふまいへく候、又いとまなと申事、かつてあるましく候、一ひき一ふりたちをもうり候て、かんにんいたすへく候、御ちんは久敷はある間敷候と存候、くはしくは、かくえい御物語可^(飯沼)申候、恐恐謹言、

三月廿六日

やまし入道

景儀^(発智)

発智六郎右衛門殿

発智景儀が、子息の六郎右衛門に宛てて自害した定昌を追ってこれから殉死する旨を告げた上で、そのことを飯沼氏に伝えるように依頼している。その上で何事も乳母に相談した上で武芸の修練を怠らず、関東での戦争において不忠を働いたり逃亡するようなことがあつてはならないと忠告する。同時に、関東での在陣は長くは続かないだろうという見通しを示し、馬や太刀を売り払ってでも辛抱するように伝えている。

定昌に近い存在とされる発智景儀の遺言のような内容の書状であり、これ以降景儀の動向が史料上で確認されないため、実際に自害したと思われる。文中で殉死する旨の伝達先として指定されている飯沼氏は、森田真一氏によって同じく定昌の近臣である飯沼輔泰に比定されている。⁽²¹⁾ただ、定昌の近臣であるならば、なぜ右の史料において定昌・景儀と離れて別行動をしていたのかについて検討が必要であり、森田氏はこのことが定昌自害と関係しているかもしれないとの推論を述べている。⁽²²⁾

まず、宛先の六郎右衛門は上野国鳥取に在陣していることが分かる。その六郎右衛門に伝達を依頼しているため、輔泰は同じく鳥取もしくはその近辺にいたことになる。複数の守護上杉氏家臣が扇谷上杉氏との戦いに備え在陣している中、定昌は出陣せずに白井城に留まっていたということになり、一見して定昌・景儀―輔泰・六郎右衛門間で一体的連携が敷かれていたのか疑問に思える。

父景儀についてだが、厳密な時期は不明ながら、ほぼ同時期に発給されたとみられる房定の書状があり、そこでは受領名山城守の名乗りを許されていることが示されている。⁽²³⁾また、文明十七年（一四八五）閏三月廿日には、平子朝政が子息に所領譲渡することを承認する房定の判物が出されている。⁽²⁴⁾平子氏は守護上杉氏に属す国人だが、武蔵国に所領を有する一族であり、⁽²⁵⁾定昌自害に近い時期において、房定は関東および定昌近臣に対する政治的影響力を強めていることが分かる。となると考えられるのは、輔泰も房定からの何かしらの形で接近があり、その影響によって定昌の指揮系統から外れていたのではないだろうか、

つまり房定は、定昌が有していた権力や家臣との主従関係に對し干渉を加えてきたことになる。そのようなことをしなければならなかった背景には、先述したように黒川氏らが房定や評定衆とは別に定昌にも越後国政に関する裁定を求めたことや、守護上杉氏重臣の若年の面々に対し偏諱を授与していることなどにみられる、越後国の被官・国人に対する影響力拡大への危機感と考えられる。定昌の視点からみた場合、家督を譲られ守護上杉氏当主となったにもかかわらず、⁽²⁶⁾越後国における当主権限は一向に委譲されておらず、帰国が許されないまま十年以上も関東に留め置かれている。死去の時にいて三十六歳であり、当主権限の大部分を保有すべき当主としては十分な年齢である。

これらから導き出せる推論としては、房定・定昌父子の間で被官・国人の統制権を中心として政治的対立が生じており、その帰結として定昌は自害を命じられたということである。定昌が父に対し明確な反抗意識を有していた様子は看取できないものの、【史料5】は定昌に近しい家臣達が房定側と定昌側に分裂しつつあった状況であると捉えられる。

定昌自害の後、房定は関東に向けて出陣し、白井城に在城して守護上杉軍の指揮をとっている。越後国人中条定資に宛てた感状には、房定権力の拡大が読み取れる。

【史料6】上杉常泰感状⁽²⁷⁾

就^(白井)当城之儀、各以^(白井)連署^(白井)申遣旨候、定可^(白井)有^(白井)披見^(白井)候、永々陣旁察^(白井)之候、於^(白井)三時宜^(白井)者、貞操軒可^(白井)有^(白井)伝語^(白井)候、恐々謹言、

八月十一日^(長享二年)

常泰^(房定)（花押）

中条彈正左衛門尉殿^(定資)

白井城に到着した房定が、同城の件について不特定多数の家臣に対し「連署」（評定衆による奉書であろう）を送り届けたことを伝え、長期間の関東在陣を労っている。ここにみられる房定の意図は、評定衆・家臣団との総意の上で白井城の軍事指揮系統を刷新することであろう。「永々陣旁察^(白井)之候、」という低姿勢から、長期間在陣および定昌を失ったことに伴う守護上杉氏に属す勢力の離反も懸念していたと思われる。定昌自害による白井城とその近辺における混乱を收拾し、定昌権力を統合し

て長享の乱に備えたのである。

おわりに

本稿では、上杉定昌についてその政治・軍事動向を再整理した上で自害の要因に関して新たな考察を加える試みを行った。大名権力における二頭体制の視点でみた場合、定昌の置かれた環境は前当主に対し不満を抱きやすいものであり、房定からすると家臣団の支持を徐々に集めていく定昌に対し、越後国の政治体制に不具合を生じさせる危険要素になり得るとして、両者は時期を経て対立関係に発展したと考えられる。同時期、房定の下には定昌の異母弟となる房能がいるため、定昌の代替となる後継者として意識されていた可能性は考えられる。

ただし、仮に「はじめに」で述べたように先行研究が示す房能擁立の計画を事実とみなした場合、それは長尾能景ではなく房定の主導によるものと考えた方が妥当である。扇谷上杉氏の謀殺説に関しても、定昌は朝昌から偏諱を賜っている経緯があり、後にその偏諱を守護上杉氏家臣に与えている状況から、守護上杉氏の中では比較的扇谷上杉氏に近しい立場にあったと考えられるため、同様に首肯するのに躊躇いが生じる。論証が足りていないため、他の上杉氏一族に該当する大名との外交関係は今後の課題としたい。

今後においては、定昌権力を吸収する前後における守護上杉

氏の研究状況について、さらなる検討の余地が生じてくると思われる。本稿はあくまで試論の域を出ていないが、未だ未解明要素を多く含む房定の権力構造に関する議論にも関わってくる内容である。今後は本格的に房定の政治・軍事動向に着目した研究を前進させていきたい。

註

- (1) 井上鋭夫『日本の武将 上杉謙信』（新人物往来社、一九六六年）七四頁・山田邦明「上杉房定」（『新潟県史 通史 編2 中世』新潟県、一九八七年）二三八～二三九頁。佐藤博信氏は、長尾能景の主導とは明言していないものの、同じく守護上杉氏の家督をめぐる問題が自害の背景にあったとしている（佐藤博信「都鄙和睦の成立と両上杉氏の抗争」同著『中世東国 足利・北条氏の研究』岩田書院、二〇〇六年、初出一九八九年）一〇六頁。
- (2) 片桐昭彦「房定一族と家臣」（黒田基樹編『シリーズ・中世関東武士の研究 第二巻 関東上杉氏一族』戎光祥出版、二〇一八年、初出二〇〇四年）二四四頁。
- (3) 佐脇栄智『後北条氏と領国経営』（吉川弘文館、一九九七年）五～六頁。
- (4) 森田真一「上杉定昌と飯沼次郎左衛門尉」（黒田前掲註（2）編著、初出二〇〇六年）。
- (5) 二頭体制については、岡田清一「中・近世移行期における家督の継承と「二屋形」制」（同著『中世南奥羽の地域諸相』汲古書院、二〇一九年、初出二〇一八年）を参照。
- (6) 「読史堂古文書」（高橋義彦編『越佐史料』巻三、名著出版、一九七一年、一九七頁、以下、『越佐』三一〇〇頁と略記）。
- (7) 山田前掲註（1）論文、二二五～二二六頁。
- (8) 山田前掲註（1）論文、二二六頁。
- (9) 『新潟県史』一六一九号解説を参照。
- (10) 片桐前掲註（2）論文、二四二頁。
- (11) 花押の形状については、【表】No.2は新潟県立歴史博物館の公開データベース（https://jinapps.ne.jp/ngthk/detail?data_id=33537）、【表】No.6は早稲田大学図書館古典籍総合データベース（https://www.wul.waseda.ac.jp/kosho/bunko12/b12_0215_5/）に確認した。
- (12) 一連の黒川氏による訴訟の流れは、『越佐』三一一九二～一九五頁を参照。
- (13) 山田邦明「上杉房定——長きにわたり越後守護に君臨し、一族の全盛期を築く」（同・長谷川裕子・萩原大輔編『戦国武将列伝5 北陸編』戎光祥出版、二〇二五年）二八頁。
- (14) 片桐前掲註（2）論文、二四四頁。
- (15) 文明六年、越後国人の色部朝長が評定衆に対し所領問題に関する訴訟を持ち込んでおり（『米沢市立図書館所蔵文書』『上越市史』資料編3、古代・中世、三五〇号、以下、『上越』〇〇号と略記）、同十二年には房定が黒川氏実からその嫡男頼実への家督相続を承認する判物を出している（「反町英作氏所蔵文書」『上越』三六九号）など。
- (16) 片桐前掲註（2）論文、二四二～二四三頁。
- (17) 片桐前掲註（2）論文、二四三頁。
- (18) 底本は、竹内理三編『増補 続史料大成 二三』（臨川書店、

- 一九八三年）を用いた。
- (19) 底本は、高橋隆三校訂『実隆公記 卷二上』（続群書類従完成会、一九三二年）を用いた。
- (20) 「発智文書」〔越佐〕三一三三三～三三四頁。
- (21) 森田前掲註（4）論文、二五九頁。
- (22) 森田真一『中世武士選書 第24卷 上杉顕定』（戎光祥出版、二〇一四年）九二頁。
- (23) 『歴代古案』三〔越佐〕三一三三九頁。
- (24) 『思文閣古書資料目録』二二三二号。現在は横浜市歴史博物館所蔵となっている（中村亮佑「上杉房定に関する一史料」『戦国史研究』七七号、二〇一九年）。
- (25) 矢田俊文「中世平子文書の伝来と越後平子氏」（横浜市歴史博物館編『特別展 鎌倉御家人平子氏の西遷・北遷』、二〇〇三年）。
- (26) 片桐氏も、定昌への家督譲渡は実権を伴わない「形式的」なものとしている（片桐前掲註（14）論文に同じ）。
- (27) 「山形大学所蔵中条文書」〔上越〕四一七号。